

 草津市公報発行日 令和6年3月15日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 5 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目 次

◎ 告 示

草津市地域公共交通運賃協議会設置要綱（交通政策課）	2
草津市議会定例会の招集について（総務課）	3
草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	4
草津市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	6
介護保険法第82条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	7
草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱に 基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	7
草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱に 基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	8
草津市創業コーディネータ派遣事業実施要綱を廃止する要綱（商工観光労政課）	8
公示送達について（納税課）	8
公示送達について（介護保険課）	11
草津市市制施行70周年記念冠事業取扱要綱（企画調整課）	12

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	18
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	18
草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）	21
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	21

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	21
---------------------------	----

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について	22
選挙運動に関する支出額の制限額について	22
草津市長選挙における選挙会の日時および場所の変更について	22
草津市長選挙において当選人となった者の住所および氏名について	22
50分の1、6分の1および3分の1の数について	22
草津市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入および支出の報告書の要旨の公表について	23

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	23
-------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	23
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	24

告 示

草津市告示第25号

草津市地域公共交通運賃協議会設置要綱を次のとおり制定する。

令和6年2月21日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域公共交通運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項および第9条の3第3項の規定に基づき、草津市内の各地域の需要に応じ、住民の生活のために旅客の運送を確保し、各地域の実情に即した旅客を実現するために必要となる事項を協議するため、草津市地域公共交通運賃協議会(以下「運賃協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 本市の実情に応じた一般旅客自動車運送事業の運賃または料金等に関する事項
- (2) その他公共交通に関して運賃協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 運賃協議会の委員は、次に掲げる者のうちから都市計画部長が依頼する。

- (1) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者または一般乗用旅客自動車運送事業者が指名する者
- (2) 市民または市内交通の利用者
- (3) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (4) 市職員

(任期)

第4条 運賃協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運賃協議会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、運賃協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運賃協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、会議への代理出席を認めることができる。

6 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第7条 幹事会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条の委員その他運賃協議会が必要と認めた者とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

4 幹事会を草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱(平成19年草津市告示第266号)第10条に規定する幹事会とみなすことができる。

(専門部会)

第8条 運賃協議会は、その目的を達するため必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条の委員その他運賃協議会が必要と認めた者とする。

(庶務)

第9条 運賃協議会の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が運賃協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年2月21日から施行する。

(草津市地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

2 草津市地域公共交通会議設置要綱（平成19年草津市告示第267号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> 第2条 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり> <改正前を削る> (3)～(4) <現行どおり> 第3条～第10条 <現行どおり>	第1条 <省略> 第2条 <省略> (1)～(2) <省略> (3) 本市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様 および運賃または料金等に関する事項 (4)～(5) <省略> 第3条～第10条 <省略>

(令和6年2月21日揭示済み)

草津市告示第26号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月26日

草津市長 橋 川 渉

1 期 日 令和6年3月4日

2 場 所 草津市議会議場

(令和6年2月26日揭示済み)

草津市告示第27号

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年2月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱（令和5年草津市告示第210号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																
第1条～第2条 <現行どおり> （交付の対象者等） 第3条 <現行どおり> （1）～（3） <現行どおり> 2 補助金の交付対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの各月のうち、前項各号のいずれにも該当する月（月の途中において要件に該当しなくなった月を含む。以下「補助対象月」という。）とする。	第1条～第2条 <省略> （交付の対象者等） 第3条 <省略> （1）～（3） <省略> 2 補助金の交付対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの各月のうち、前項各号のいずれにも該当する月（月の途中において要件に該当しなくなった月を含む。以下「補助対象月」という。）とする。 <u>ただし、令和5年10月1日時点で食料品価格高騰が収束し、保育所等が物価高騰の影響を受けないと市長が認める場合は、補助対象月の終期を令和5年9月までとし、令和5年10月以降は補助対象月としない。</u>																
第4条 <現行どおり> （補助金の申請等） 第5条 <現行どおり> 2 前項の申請は、次の各号に定める期間毎に行うものとし、1施設につきそれぞれ1回限り各期間における補助対象月分の申請を行うことができる。	第4条 <省略> （補助金の申請等） 第5条 <省略> 2 前項の申請は、次の各号に定める期間毎に行うものとし、1施設につきそれぞれ1回限り各期間における補助対象月分の申請を行うことができる。 <u>ただし、第3条第2項のただし書きに該当する場合、第2号の期間に係る申請を行うことはできないものとする。</u>																
（1）～（2） <現行どおり> 3 <現行どおり> 第6条～第11条 <現行どおり> 別表（第4条関係） (1) <u>令和5年4月1日から令和5年9月30日まで</u>	（1）～（2） <省略> 3 <省略> 第6条～第11条 <省略> 別表（第4条関係）																
<table><tr><th>区分</th><th>補助金の額</th></tr><tr><td>幼稚園利用者（第2条第2号に規定するものに限る）</td><td>245円×補助対象月数×利用児童数</td></tr><tr><td>副食費徴収免除加算対象者</td><td>310円×補助対象月数×利用児童数</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区分	補助金の額	幼稚園利用者（第2条第2号に規定するものに限る）	245円×補助対象月数×利用児童数	副食費徴収免除加算対象者	310円×補助対象月数×利用児童数			<table><tr><th>区分</th><th>補助金の額</th></tr><tr><td>幼稚園利用者（第2条第2号に規定するものに限る）</td><td>245円×補助対象月数×利用児童数</td></tr><tr><td>副食費徴収免除加算対象者</td><td>310円×補助対象月数×利用児童数</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区分	補助金の額	幼稚園利用者（第2条第2号に規定するものに限る）	245円×補助対象月数×利用児童数	副食費徴収免除加算対象者	310円×補助対象月数×利用児童数		
区分	補助金の額																
幼稚園利用者（第2条第2号に規定するものに限る）	245円×補助対象月数×利用児童数																
副食費徴収免除加算対象者	310円×補助対象月数×利用児童数																
区分	補助金の額																
幼稚園利用者（第2条第2号に規定するものに限る）	245円×補助対象月数×利用児童数																
副食費徴収免除加算対象者	310円×補助対象月数×利用児童数																

改正後		改正前	
上記以外	510円×補助対象月数×利用児童数	上記以外	510円×補助対象月数×利用児童数
(2) 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで		《改正後に新設》	
区分	補助金の額		
幼稚園利用者（第2条第2号に規定するものに限る）	422円×補助対象月数×利用児童数		
副食費徴収免除加算対象者	662円×補助対象月数×利用児童数		
上記以外	862円×補助対象月数×利用児童数		
備考 《現行どおり》 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号～別記様式第4号 《現行どおり》		備考 《省略》 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号～別記様式第4号 《省略》	

付 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行し、改正後の草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和5年10月1日から適用する。

別添1－1

別記
様式第1号（第5条第1項関係）

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金所要額算定調査

施設名

補助金所要額

区分	単価 ①	補助対象 月数②	利用児童数 ③	補助基準額 ④ (①×②×③)
(1) 幼稚園利用者				
(2) 副食費徴収免除対象者				
(3) 上記以外				
合計				

補助対象経費⑤	補助所要額⑥ (④と⑤を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑦

(注)

- (1) ②欄には、令和5年4月1日から令和5年9月30日までまたは令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における補助対象月数を記載してください。
- (2) ③欄には、原則令和5年4月1日時点のものを記載してください。なお、それにより難しい場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を添付してください。
- ただし、副食費徴収免除対象者区分における③欄には、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間における申請時には、令和5年4月1日時点のものを記載し、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における申請時には、令和5年10月1日時点のものを記載してください。

別添1－2

別記
様式第1号（第5条第1項関係）

草津市保育所等食料品価格高騰対策支援補助金所要額算定調査

施設名

補助金所要額

区分	単価 ①	補助対象 月数②	利用児童数 ③	補助基準額 ④ (①×②×③)
(1) 幼稚園利用者	245円			
(2) 副食費徴収免除対象者	310円			
(3) 上記以外	510円			
合計				

補助対象経費⑤	補助所要額⑥ (④と⑤を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑦

(注)

- (1) ②欄には、令和5年4月1日から令和5年9月30日までまたは令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における補助対象月数を記載してください。
- (2) ③欄には、原則令和5年4月1日時点のものを記載してください。なお、それにより難しい場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を添付してください。
- ただし、副食費徴収免除対象者区分における③欄には、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間における申請時には、令和5年4月1日時点のものを記載し、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における申請時には、令和5年10月1日時点のものを記載してください。

(令和6年2月26日揭示済み)

草津市告示第28号

草津市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年2月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成27年草津市告示第145号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> (定義)	第1条 <省略> (定義)
第2条 <現行どおり> (1) <現行どおり> (2) <u>告示板</u> 防犯カメラが作動中であることを明示する看板であって、別表第1の防犯カメラ設置 <u>告示板</u> 仕様書に定めるものと同等以上のものをいう。	第2条 <省略> (1) <省略> (2) <u>明示看板</u> 防犯カメラが作動中であることを明示する看板であって、別表第1の防犯カメラ設置 <u>明示看板</u> 仕様書に定めるものと同等以上のものをいう。
(3) 防犯カメラ等 防犯カメラ、 <u>告示板</u> および設置用専用柱をいう。	(3) 防犯カメラ等 防犯カメラ、 <u>明示看板</u> および設置用専用柱をいう。
(4) <現行どおり>	(4) <省略>
第3条 <現行どおり> (補助対象事業の要件)	第3条 <省略> (補助対象事業の要件)
第4条 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり> (3) 防犯カメラ1台につき、 <u>告示板</u> を1枚以上、周囲からよく見える位置に設置すること。	第4条 <省略> (1)～(2) <省略> (3) 防犯カメラ1台につき、 <u>明示看板</u> を1枚以上、周囲からよく見える位置に設置すること。
(4)～(6) <現行どおり>	(4)～(6) <省略>
第5条～第7条 <現行どおり> (遵守事項)	第5条～第7条 <省略> (遵守事項)
第8条 <現行どおり> (1)～(3) <現行どおり> (4) 設置した防犯カメラを運用する限り、 <u>告示板</u> を周囲からよく見える位置に設置すること。	第8条 <省略> (1)～(3) <省略> (4) 設置した防犯カメラを運用する限り、 <u>明示看板</u> を周囲からよく見える位置に設置すること。
(5)～(12) <現行どおり>	(5)～(12) <省略>
別表第1（第2条第2号関係） 防犯カメラ設置 <u>告示板</u> 仕様書	別表第1（第2条第2号関係） 防犯カメラ設置 <u>明示看板</u> 仕様書

改正後			改正前		
指定項目	仕様	仕様の趣旨	指定項目	仕様	仕様の趣旨
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞
別表第2 ＜現行どおり＞ 別記様式第1号～別記様式第3号 ＜現行どおり＞			別表第2 ＜省略＞ 別記様式第1号～別記様式第3号 ＜省略＞		

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年2月26日揭示済み)

草津市告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和6年3月1日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
たんぽぽ居宅介護支援事業所	滋賀県草津市西渋川一丁目13-21	合同会社たんぽぽ滋賀県草津市西渋川一丁目13-21	代表社員 呉橋和子 滋賀県草津市西渋川一丁目13-21	居宅介護支援	令和6年3月31日	2570601530

(令和6年3月1日揭示済み)

草津市告示第30号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和6年3月1日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ハーティケア青空訪問介護事業所	滋賀県草津市上笠四丁目2-25-301	ハーティケア青空有限会社 滋賀県草津市上笠四丁目2-25-301	代表取締役 辻 博子 滋賀県草津市野村五丁目9-34-213	介護予防型訪問サービス	令和6年3月31日	2570600185

(令和6年3月1日揭示済み)

草津市告示第31号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和6年3月1日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
リハビリスタジオ ジオタ照	滋賀県草津市矢橋町7番7号	株式会社夕照 滋賀県草津市野村四丁目1番14号	代表取締役 米村 淳 滋賀県草津市野村四丁目1番14号	活動型 デイサービス	令和6年4月1日	2670601712

（令和6年3月1日揭示済み）

草津市告示第32号

草津市創業コーディネータ派遣事業実施要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市創業コーディネータ派遣事業実施要綱を廃止する要綱

草津市創業コーディネータ派遣事業実施要綱（平成28年草津市告示第116号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

（令和6年3月1日揭示済み）

草津市告示第33号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 2件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 13件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 64件 |
| (4) 差押調書（謄本） | 1件 |
| (5) 配当計算書（謄本） | 1件 |

計81件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年3月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
NAKAYAMA NAKATO BRUNO	草津市上等一丁目27番32号	令和5年度第3期		
新垣 雅三	草津市青地町213番地1-402 デイアキュート青地II	令和5年度第3期		
大成開発 株式会社	大阪市北区西扇町17番地			
山元 千太郎	草津市下等町		令和5年度第3期	
井上 辰之助	草津市下等町		令和5年度第3期	
有限会社 東海住建	草津市大路二丁目1番41号		令和5年度第3期	
株式会社 アースディ	草津市馬場町207番地78		令和5年度第3期	
野崎 陸	富山県富山市黒崎175番地2 グランジュール203号		令和5年度第3期	
山本 初太郎	草津市南等町1443番地1		令和5年度第3期	
芝田 美代子	草津市矢橋町1065番地		令和5年度第3期	
芝田 美代子	草津市矢橋町1065番地		令和5年度第3期	
須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14		令和5年度第3期	
株式会社 セコウ	大阪市北区天神橋2丁目5番25号 若杉グラウンドビル九階		令和5年度第3期	
栄都開発 株式会社	大阪市北区末広町17番地		令和5年度第3期	
長目 光	大阪市西区九条南4丁目15番6号		令和5年度第3期	
藤野 宏行	草津市新堂町202番地			令和5年度第7期
田川 良平	草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンポールI			令和5年度第7期
小林 武史	草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイツ			令和5年度第7期
太崎 巧	草津市平井三丁目1番15-1号 森江マンション			令和5年度第7期
塩見 由佳	草津市平井四丁目4番22号			令和5年度第7期
高木 健吾	草津市西渡川一丁目14番12-412号 APEX FLAT. R			令和5年度第4期
高木 健吾	草津市西渡川一丁目14番12-412号 APEX FLAT. R			令和5年度第5期
高木 健吾	草津市西渡川一丁目14番12-412号 APEX FLAT. R			令和5年度第7期
中西 皇月	草津市西渡川二丁目6番5-721号 泉宮住宅渡川団地			令和5年度第7期
寶角 弘保	草津市野村八丁目9番9号			令和5年度第7期
佐藤 浩	草津市上等一丁目25番5-1109号 レイクシティ上等			令和5年度第7期
横江 尚志	草津市下等町1020番地2 スチュージェント宇野 1302号			令和5年度第7期
新庄 三三	草津市下等町1426番地			令和5年度随時時期
新庄 三三	草津市下等町1426番地			令和5年度随時時期
新庄 三三	草津市下等町1426番地			令和5年度第5期
新庄 三三	草津市下等町1426番地			令和5年度第6期
新庄 三三	草津市下等町1426番地			令和5年度第7期
大比賀 光樹	草津市東草津三丁目16番7号 ハイツ高樋 306号			令和5年度第7期
駒井 景子	草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール			令和5年度第7期
山根 曉	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館			令和5年度第7期
丹羽 一美	草津市西草津一丁目3番24-302号 ハイツ・じゅえろ			令和5年度第5期
丹羽 一美	草津市西草津一丁目3番24-302号 ハイツ・じゅえろ			令和5年度第6期
西原 竜一	草津市西草津一丁目3番24-302号 ハイツ・じゅえろ			令和5年度第7期
井之口 武	草津市西草津一丁目8番30号			令和5年度第7期
前田 愛美	草津市西草津一丁目8番49号			令和5年度第7期
LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市西草津一丁目8番50号			令和5年度第7期
中島 凌汰	草津市青地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ壹號館 1709号			令和5年度第7期
廣田 響	草津市山寺町476番地401 プライムコート草津			令和5年度第7期
MA XIAOCHEN	草津市岡本町1380番地1-1308 グリーンロード山手			令和5年度第2期
MA XIAOCHEN	草津市岡本町1380番地1-1308 グリーンロード山手			令和5年度第3期
MA XIAOCHEN	草津市岡本町1380番地1-1308 グリーンロード山手			令和5年度第4期
待鳥 勇貴	草津市追分二丁目4番35-310号 レオパレスサニーヒルズ			令和5年度第7期

長谷川 進	草津市追分二丁目8番7-103号 レオパレスE f i n i i i i		令和5年度第7期
村上 安広	草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツフクナガ		令和5年度第7期
山下 優斗	草津市追分南九丁目5番16号		令和5年度第5期
山下 優斗	草津市追分南九丁目5番16号		令和5年度第6期
山下 優斗	草津市追分南九丁目5番16号		令和5年度第7期
井手口 芳弘	草津市追分南三丁目2番36号		令和5年度第7期
PIAO YUCHENG	草津市南草津三丁目7番地9-208 ゼエルジュ 南草津Ⅱ		令和5年度第7期
坂本 昭	草津市本川町952番地28		令和5年度第7期
田中 利奈	草津市本川町952番地5		令和5年度第5期
田中 利奈	草津市本川町952番地5		令和5年度第6期
田中 利奈	草津市本川町952番地5		令和5年度第7期
佐山 一真	草津市本川町955番地3-101 砂池団地		令和5年度第7期
FANG HAOZHE	草津市野路東五丁目13番7-1209号 梨桃Ⅲ番館		令和5年度第7期
LIU ZHIKAI	草津市野路東六丁目1番15-406号 エミナール南草津		令和5年度第6期
LIU ZHIKAI	草津市野路東六丁目1番15-406号 エミナール南草津		令和5年度第7期
XUE MIAO	草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトウール21		令和5年度第4期
XUE MIAO	草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトウール21		令和5年度第5期
XUE MIAO	草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトウール21		令和5年度第6期
XUE MIAO	草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトウール21		令和5年度第7期
DU KUNXIN	草津市野路九丁目1番40-1108号 グッドライフ南草津Ⅰ		令和5年度第7期
勝又 莉子	草津市橋岡町186番地102 セジュールA&M		令和5年度第7期
井上 健	草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック		令和5年度第7期
平野 誠士	草津市橋岡町3番地14		令和5年度第7期
浅野 成人	草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラツオ		令和5年度第7期
斎藤 一	草津市南笠東三丁目22番15-1号		令和5年度第7期
岡本 庄司	草津市南笠東二丁目6番6-402号 ユニオンビル		令和5年度第7期
藤井 聖哉	草津市南笠東二丁目9番3号		令和5年度第7期
CHEN YUANYUAN	草津市笠山一丁目1番8-1516号 UCD-V		令和5年度第7期
泉 悠人	草津市笠山五丁目3番27-753号 クレスト草津		令和5年度第7期
NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園		令和5年度第7期
CHENG ERXI	草津市笠山二丁目4番50-403号 Parkレジデンス笠山		令和5年度第7期

差 押 調 書 (謄本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
宮里 肇	草津市馬場町2番地2	発番 令和6年 2月 2日 草納発第2130号

配 当 計 算 書 (謄本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
中原 英昭	草津市大路一丁目2番24-101号ハイツ北中	発番 令和6年 1月29日 草納発第2144号

(令和6年3月1日揭示済み)

草津市告示第34号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和5年度 第7期介護保険料督促状

令和5年度 第8期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年3月8日に送達があったものとみなす。

令和5年度第7期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	万木 昇	草津市木川町356番地15

令和5年度第8期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	万木 昇	草津市木川町356番地15
2	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14
3	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
4	井手口 芳弘	草津市追分南三丁目2番36号

(令和6年3月1日揭示済み)

草津市告示第35号

草津市市制施行70周年記念冠事業取扱要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市市制施行70周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市市制施行70周年を市民とともに祝い、市全体で盛り上げることを目的に、市以外の者が実施する「草津市市制施行70周年記念事業」の冠称を付して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、草津市各種事業の後援等に関する事務取扱要綱（平成26年草津市告示第196号）または草津市教育委員会各種事業の後援等に関する事務取扱要綱（平成26年草津市教育委員会告示第12号）に基づく後援または共催（以下「後援等」という。）の決定を受けた事業であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施するものとする。

(事業の実施)

第3条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として事業実施日の14日前までに次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 草津市市制施行70周年記念冠事業承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 草津市または草津市教育委員会による後援等の決定通知書の写し

- (3) その他市長が必要と認める資料
(事業の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、草津市市制施行70周年記念冠事業（承認・不承認）通知書（別記様式第2号）により、承認の可否を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(事業実施者への支援)

第5条 前条の規定により承認を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 冠称の使用
- (2) ロゴマークの使用
- (3) 啓発物品の使用
- (4) 市ウェブサイトにおける事業のPR

- 2 冠称、ロゴマークおよび啓発物品の使用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間のうち、前条第1項の規定により事業実施者が市長の承認を得た期間とする。

(冠称等)

第6条 使用する冠称は、「草津市市制施行70周年記念事業」とする。

- 2 使用するロゴマークは、別図のとおりとする。

(権利帰属)

第7条 ロゴマークに関する一切の権利（著作権等を含む。）は、すべて草津市（以下「市」という。）に帰属する。

(遵守事項)

第8条 事業実施者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 冠称、ロゴマークおよび啓発物品は、承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 冠称に文言の付加または削除を行わないこと。

(3) ロゴマークの形状（縦横比を含む。）および色彩は、改変しないこと。

(4) ロゴマークを用いて作成した制作物を商標登録しないこと。

（変更等の申請）

第9条 事業実施者は、第4条の規定に基づき承認された申請内容について変更し、または中止しようとするときは、草津市市制施行70周年記念冠事業（変更・中止）承認申請書（別記様式第3号）により、あらかじめ市長に提出し、その承認を得なければならない。

（変更等の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、草津市市制施行70周年記念冠事業（変更・中止）（承認・不承認）通知書（別記様式第4号）により、事業実施者に通知するものとする。

（使用承認の取消等）

第11条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認の取消しその他の必要な指示を行うことができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、草津市市制施行70周年記念冠事業承認取消通知書（別記様式第5号）により通知する。

3 市は、第1項の承認の取消しにより事業実施者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（実績報告）

第12条 事業実施者は、冠事業の終了後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 草津市市制施行70周年記念冠事業実施報告書（別記様式第6号）
- (2) 冠称、ロゴマークおよび啓発物品の使用実績がわかる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類（責任の制限）

第13条 事業実施者は、冠称、ロゴマークおよび啓発物品の使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条および第12条の規定は、なお効力を有する。

別図（第6条第2項関係）



別記
様式第1号(第3条第1号関係)

年 月 日

草津市市制施行70周年記念冠事業承認申請書

草津市長 宛

申請者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

名 称

代表者名

（連絡先）氏 名

電 話

草津市市制施行70周年記念冠事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

対象事業名	
開催期間	令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日
開催場所	
開催内容	事業の概要 （ 主な対象者 ） （ ）
支援を希望するもの	☐ 冠称の使用 ☐ ロゴマークの使用 ☐ 啓発物品の交付（ポップ）または貸与（のぼり旗） ☐ 市ウェブサイトにおける事業のPR （ ☐ 過去のイベントの風景の掲載（サムネイル用））
備 考	

（添付資料等）

- 冠称およびロゴマークの使用の場合は、掲載するチラシ、ホームページ等の案を添付してください。
- 啓発物品の交付または貸与の場合は、【備考】の欄にそれぞれ希望数量を記入してください。ただし、数量の都合により、ご希望に添えない場合があります。
- 市ウェブサイトにおける事業のPRの場合は、【備考】の欄に対象事業の内容の掲載されたホームページのURLを転記するか、該当URLのわかる資料を添付してください。
また、過去のイベント当日の風景の掲載（サムネイル）も希望される場合は、冠事業の承認後、過去の写真等のデータをメールにて企画調整課（kikaku@city.kusatsu.lg.jp）に御提出ください。

様式第2号(第4条第1項)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市市制施行70周年記念冠事業（承認・不承認）通知書
年 月 日付けで申請のありました草津市市制施行70周年記念冠事業の実施について、
下記のとおり（承認・承認しない）こととしましたので、通知します。

記

- 1 対象事業名
- 2 開催期間
- 3 承認の条件
- 4 注意事項
- 5 承認しない理由(不承認の場合)

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

草津市市制施行70周年記念冠事業（変更・中止）承認申請書

草津市長 宛

申請者
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
〒
名 称
代表者名
（連絡先）氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号で承認を受けた冠事業について、次のとおり（変更・中止）
したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止）前の冠事業名
- 2 変更（中止）前の冠事業の開催期間
- 3 変更（中止）内容
- 4 変更（中止）理由

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市市制施行70周年記念冠事業（変更・中止）（承認・不承認）通知書
年 月 日付けで申請のありました草津市市制施行70周年記念冠事業の（変更・中止）
について、下記のとおり（承認・承認しない）こととしましたので、通知します。

記

- 1 変更（中止）前の冠事業名
- 2 変更（中止）前の冠事業の開催期間
- 3 変更（中止）内容
- 4 変更（中止）理由
- 5 承認しない理由(不承認の場合)

様式第5号(第11条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市市制施行70周年記念冠事業承認取消通知書
年 月 日付けで 第 号で承認した冠事業については、次の理由により承認
を取り消します。

記

- 1 冠事業名
- 2 取り消す理由